

台灣人壽保險股份有限公司（以下簡稱「本公司」）
台湾人壽保險株式会社（以下「当会社」と言います）

台灣人壽五福利達美元利率變動型增額終身壽險(OIU) 台湾人壽五福利達ドル建て利率変動型逓増終身保險(OIU)

本翻譯內容**僅供參考**，並不具法律效力。
實際的條款內容與條件，仍以經主管機關完整授權的原始中文版本為主。
この日本語の約款は**参考訳であり**、法的効力がありません。
実際の約款内容や規定などは、監督当局に認可された元の中国語版によります。

中華民國 106 年 6 月 26 日
台壽字第 1062320107 號函申報
2017 年 6 月 26 日
台壽字第 1062320107 號函届出
中華民國 107 年 9 月 14 日
台壽字第 1072320087 號函申報
2018 年 9 月 14 日
台壽字第 1072320087 號函届出

主要給付項目(主な給付項目)：

1. 增值回饋分享金(追加還元金)
2. 身故保險金(死亡保險金)
3. 完全失能保險金(高度障害保險金)
4. 祝壽保險金(長壽祝金)

(本保險為不分紅保險單，不參加紅利分配，並無紅利給付項目。)
(本契約は無配当型保險であり、剰余金の分配も配当金の給付も行われません。)

(本保險為外幣保險單，本公司所收付之款項均以美元計價。)
(本契約は外貨建て保險であり、支払われる金額はすべて US ドル建てとなります。)

◎客戶服務電話(お客様サービスセンターダイヤル)：(886)2-8170-5156。

【保險契約的構成】

第一條

本保險單條款、附著之要保書、批註及其他約定書，均為本保險契約（以下簡稱本契約）的構成部分。
本契約的解釋，應探求契約當事人的真意，不得拘泥於所用的文字；如有疑義時，以作有利於被保險人的解釋為原則。

【保險契約の構成】

第一條

本保險契約約款・契約申込書・保險証券の裏書及びその他の同意書はすべて本保險契約（以下は本契約と略します）の構成の一部となります。

本契約の解釈においては、書かれている文字に拘ることなく、契約当事者の真意を探らなければなりません。また、疑義が生じた場合、被保險者に有利な解釈をとることを原則とします。

【名詞定義】

第二條

本契約所稱名詞定義如下：

- 一、「基本保險金額」：係指保險單面頁所載本保險契約之保險金額，如該金額有所變更時，以變更後之金額為準。
- 二、「保險年齡」：係指按投保時被保險人之足歲計算，但未滿一歲的零數超過六個月者，加算一歲，以後每經過一個保險單年度加算一歲，且同一保險單年度內保險年齡不變。
- 三、「繳費期間」：係指保險單所載明本契約之繳費年限(年期)。
- 四、「當年度保險金額」：
 - (一)第一至第五保單年度：係指保險費總和乘以一點零一倍所得之值。
 - (二)第六保單年度(含)起：係指基本保險金額乘以附表二所列之當年度保險金額係數所得之值。
- 五、「保險費總和」：

(一) 保険費採躉繳費者、係指躉繳保險費。

(二) 保険費採分期繳費者、係指以下列方式計算所得之金額：

1. 於繳費期間內、係指依照本契約之基本保險金額對照所適用之表定標準體年繳保險費、並乘以事故發生當時之保單年度數所得之金額。

2. 於繳費期滿後、係指依照本契約前述之表定標準體年繳保險費乘以本契約之繳費期間所得之金額。

六、「宣告利率」：係指本公司於每月一日宣告用以計算增值回饋分享金之利率。該利率係參考本公司此類商品可運用資金之投資組合收益，扣除相關費用，並參考市場利率而訂定。本契約宣告利率將於本公司網站公告之。

七、「增值回饋分享金」：係指本契約有效期間內，依本契約每一保單週年日，按前一保單年度始日當月之宣告利率減去本契約預定利率（躉繳者為百分之二；五年期繳費者為百分之二點二五）之差值，乘以前一保單年度末的保單價值準備金所得之值。宣告利率若低於本契約之預定利率，則該保單年度無增值回饋分享金。

八、「匯款費用」：係指匯款時所支付與匯款相關之郵電費、匯費或手續費用，包含匯出銀行及因跨行匯款所經國外中間銀行所可能收取之相關費用，不含受款行手續費。

九、「全額到匯」：係指匯款人向匯出銀行提出申請使匯款金額全額到達受款人所指定之帳戶，匯款費用需由匯款人另行支付予匯出銀行。

十、「受款行手續費」：係指受款銀行接受存、匯入金額時向受款人收取之費用。

十一、「指定銀行」：係指本公司指定匯款之銀行；本公司之指定銀行請至本公司網站查詢。

【用語定義】

第二條

本契約に書かれている用語は次の通りに定義します。

一、「基本保險金額」とは保險証券に記載されている本契約の保險金額をいいます。該金額が変更される場合は、変更後の金額に準じます。

二、「保險年齡」とは契約日時点で、被保險者の満年齢で計算します。1年未満の月数が6ヶ月を超えたときは1歳を加算します。その後は1年ごとを経過したら1歳を加算し、同一保險年度内では保險年齡が変更されません。

三、「保險料払込期間」とは保險証券に記載されている本契約の保險料払込期間（年期）をいいます。

四、「当年度保險金額」とは

(1) 第1から第5保險年度：

保險料總額と1.01をかけ算した結果をいいます。

(2) 第6保險年度以降：

基本保險金額と別表二に掲げる当年度保險金額係数をかけ算した結果をいいます。

五、「保險料總額」とは

(一) 保險料を一括で支払いにした場合は一時払い保險料をいいます。

(二) 保險料を分割払いにした場合は、次によって計算して得た金額をいいます。

1. 保險料払込期間内において、本契約の基本保險金額に対応した表定標準体年払い保險料に、事故發生當時の保險年度数を乗じて得た金額をいいます。

2. 保險料払込期間満了後、本契約における前述した表定標準体年払い保險料に、本契約の保險料払込期間を乗じて得た金額をいいます。

六、「宣告利率」とは当会社が追加還元金を計算するため、毎月1日に宣告する利率です。当利率は当会社が同類商品の資産運用から生じた収益から経費を差し引いた結果を市場金利も参考して設定したものです。本契約の宣告利率は当会社の公式ホームページにて発表しています。

七、「追加還元金」とは保險期間中において、毎年の契約応当日により、前保險年度の開始日の属する月の宣告利率から本契約の予定利率（一時払の場合は2.00%であり、5年分割払の場合は2.25%です。）を差し引いた差額と前保險年度末の契約価値準備金をかけ算した金額をいいます。宣告利率が本契約の予定利率を下回ったとき、当保險年度の追加還元金がありません。

八、「振込手数料」とは振込にかかる電信料金、ケーブルチャージやその他の送金手数料に関わる料金をいいます。仕向銀行や經由銀行が徴収する可能性のある手数料が含まれます。受取手数料は含まれません。

九、「全額振込」とは送金依頼人が仕向銀行に、送金金額を全額で受取人の指定口座に振り込むことを依頼することをいいます。依頼人は別途振込手数料がかかります。

十、「受取銀行手数料」とは預入や振込で入金が行われた時、受取銀行が受取人から徴収する料金をいいます。

十一、「指定銀行」とは当会社指定の受取銀行をいいます。指定銀行の情報については当会社の公式ホームページをご覧ください。

【貨幣單位與匯率風險】

第三條

本契約各項給付、保險費之收取或返還及其他款項之收付、皆以美元為貨幣單位。要保人及受益人須留意前揭計價幣別在未來兌換成其他幣別時將會因匯率之不同產生匯兌上的差異，此差異可能使要保人或受益人享有匯兌價差的收益或造成損失，要保人及受益人須自行承擔該部分之風險。

【通貨單位と為替リスク】

第三條

本契約の各給付や保険料の領収・返戻、及びその他の取扱は、すべて米ドル建てとなります。保険契約者及び保険金受取人は上記の通貨を他の通貨に両替するときには為替レートの変更による差が生じることに充分にご注意ください。為替レート変更による差額は保険契約者及び保険金受取人に収益または損失をもたらすことがありますので、保険契約者及び保険金受取人にはこのリスクを負わなければなりません。

【付款方式】

第四條

本契約各項保險費、保險給付、費用及其他款項之收付，應依本公司規定之方式或金融機構之外匯存款帳戶存撥之。

【支払方法】

第四條

本契約における保険料、保険金、給付金、費用及びその他の取扱は、当会社の定めた方法または金融機関の外貨預金口座にてやり取りします。

【匯款費用及受款行手續費之負擔】

第五條

本公司若以匯款方式給付下列各款金額時，應以「全額到匯」之方式給付，「匯款費用」由本公司自行負擔：

- 一、依第七條、第二十九條退還保險費。
- 二、依第十條、第二十二條退還保單價值準備金。
- 三、依第十二條償付解約金。
- 四、依第十五條給付歷年累計儲存生息之增值回饋分享金。
- 五、依第十四條或第十六條給付身故保險金。
- 六、依第十七條給付完全失能保險金。
- 七、依第十八條給付祝壽保險金。
- 八、依第二十七條支付保險單借款金額。

本公司依第二十五條給付解約金時，匯款費用應由要保人負擔，並由該匯出金額中扣除。

要保人或受益人若以匯款方式交付下列各款金額時，應以「全額到匯」之方式匯入或存入本公司指定之外匯存款戶，並自行負擔匯款費用。

- 一、交付保險費。但因本公司之錯誤致依本契約第二十九條第二項第三款之約定補繳短繳保險費者，匯款費用應由本公司負擔。
- 二、返還保險單借款。
- 三、依本契約第十四條之約定歸還本公司給付之身故保險金。

要保人或受益人若選擇以本公司指定銀行之外匯存款帳戶交付或收受相關款項時，要保人或受益人無需負擔前二項所述之匯款費用。

受款人因上述作業項目所產生之受款行手續費應由各該受款人自行負擔。

【振込手数料と受取銀行手数料の負担】

第五條

当社が振込にて次の金額を支払いする時、「全額振込」で支払わなければなりません。「振込手数料」は当社

が負担します。

- 一、 第七条・第二十九条に基づいた保険料の返金。
- 二、 第十条・第二十二条に基づいた契約価値準備金。
- 三、 第十二条に基づいた解約返戻金。
- 四、 第十五条に基づいた追加還元金累計金額。
- 五、 第十四条または第十六条に基づいた死亡保険金。
- 六、 第十七条に基づいた高度障害保険金。
- 七、 第十八条に基づいた長寿祝金。
- 八、 第二十七条に基づいた契約者貸付金。

ただし、第二十五条に基づいた解約返戻金を支払いする時、振込手数料は保険契約者が負担することとなり、送金金額から差し引かれます。

保険契約者または保険金受取人は、次のいずれの金額を振込する時、「全額振込」で当会社の指定外貨預金口座に振込もしくは現金預入にて送金しなければなりません。振込手数料も自ら負担することになります。

- 一、 保険料払込。ただし、当会社の作業ミスで本契約第二十九条第二項第三款の規定に定められた保険料入金不足が発生した場合、再入金にかかった手数料は当会社が負担することとなります。
- 二、 契約者貸付金の返済。

三、 第十四条に基づき、当会社が給付した死亡保険金の返還。

保険契約者または保険金受取人が当会社の指定銀行の外貨預金口座にて送入金を行う場合、保険契約者または保険金受取人は上記二項の振込手数料を負担する必要がありません。

上記の取扱のため、発生する受取銀行手数料は、送金受取人の負担とします。

【保険責任的開始及交付保険費】

第六條

本公司應自同意承保並收取第一期保險費後負保險責任，並應發給保險單作為承保的憑證。

本公司如於同意承保前，預收相當於第一期保險費之金額時，其應負之保險責任，以同意承保時溯自預收相當於第一期保險費金額時開始。

前項情形，在本公司為同意承保與否之意思表示前發生應予給付之保險事故時，本公司仍負保險責任。

【保險責任開始期と保険料の払込】

第六條

当会社が保険引受を承諾して、第1回保険料充当金を受け取った後、保険責任を負い、保険証券を交付しなければなりません。

当会社が契約を承諾する前に第1回保険料充当金を受取った場合、保険責任開始期は契約を承諾する時より第1回保険料充当金を受取った時に遡ります。

前項の場合、当会社が契約を承諾するか否かを意思表示する前に、支払事由に該当する保険事故が発生したら、当会社は保険責任を負わなければなりません。

【契約撤銷權】

第七條

要保人於本公司寄送或交付保險單時起算二十一日內，得以書面或其他約定方式檢同保險單向本公司撤銷本契約。

要保人依前項規定行使本契約撤銷權者，撤銷的效力應自要保人書面或其他約定方式之意思表示到達翌日零時起生效，本契約自始無效，本公司應無息退還要保人所繳保險費；本契約撤銷生效後所發生的保險事故，本公司不負保險責任。但契約撤銷生效前，若發生保險事故者，視為未撤銷，本公司仍應依本契約規定負保險責任。

【契約の撤回（クーリングオフ）】

第七條

当会社が保険証券を送付又は交付する時から21日以内、保険契約者は保険証券を同封し、書面又は会社の定める方法にて契約を撤回することができます。

保険契約者は前項の規定に基づき、契約撤回を行使する場合、保険契約者からの書面または他の所定方法による意思表示が届いた翌日零時より、撤回が有効となって、本契約が最初に遡り無効となります。当会社は保険契約者が

払込んだ保険料を無利息で返還しなければなりません。契約撤回が生じた後に発生した保険事故に対しては、当社は保険責任を負いません。ただし、契約撤回が生じる前に保険事故が発生した場合、契約が撤回していないとされ、当会社が本契約の規定にしたがい保険責任を負わなければなりません。

【第二期以後保険費的交付、寛限期間及契約効力的停止】

第八條

分期繳納的第二期以後保險費，應照本契約所載交付方法及日期交付本公司，並取得本公司開發之憑證。第二期以後分期保險費到期未交付時，年繳或半年繳者，自催告翌日起三十日內為寬限期間；月繳或季繳者，則不另為催告，自保險單所載交付日期之翌日起三十日為寬限期間。

約定以金融機構轉帳或其他方式交付第二期以後的分期保險費者，本公司於知悉未能依此項約定受領保險費時，應催告要保人交付保險費，自催告翌日起三十日內為寬限期間。

逾寬限期間仍未交付者，本契約自寬限期間終了翌日起停止效力。如在寬限期間內發生保險事故時，本公司仍負保險責任。

【第2回以後の保険料払込・払込猶予期間及び契約の失効】

第八條

分割払いの第二回以後の保険料につき、本契約に書かれている払込方法と所定期日に従って当会社に送付しなければなりません。また、当会社所定の保険料領収証を領収します。第二回以後の保険料充当金が払込期日まで払い込まれていない時、年払いまたは半年払いの場合は、催告通知が出された翌日より30日間が払込猶予期間となります。月払いまたは3ヵ月払いの場合は催告通知が出されないが、契約に書かれている払込期日の翌日から30日間が払込猶予期間となります。

第二回以後の分割払い保険料の送金方法を口座振替扱または他の方法にした場合、当会社は保険料が領収できないとわかった時、保険契約者に保険料払込の催告を行い、その翌日より30日以内が払込猶予期間となります。

払込猶予期間が経過しても払込まれない場合、本契約は払込猶予期間の終了の翌日より失効となります。払込猶予期間内に保険事故が発生すれば、当会社は保険責任を負います。

【保険費的墊繳及契約効力的停止】

第九條

要保人得於要保書或繳費寬限期間終了前以書面或其他約定方式聲明，第二期以後的分期保險費於超過寬限期間仍未交付者，本公司應以本契約當時的保單價值準備金（如有保險單借款者，以扣除其借款本息後的餘額）自動墊繳其應繳的保險費及利息，使本契約繼續有效。但要保人亦得於次一墊繳日前以書面或其他約定方式通知本公司停止保險費的自動墊繳。墊繳保險費的利息，自寬限期間終了的翌日起，按墊繳當時本保險單辦理保險單借款的利率計算，並應於墊繳日後之翌日開始償付利息；但要保人自應償付利息之日起，未付利息已逾一年以上而經催告後仍未償付者，本公司得將其利息滾入墊繳保險費後再行計息。

前項每次墊繳保險費的本息，本公司應即出具憑證交予要保人，並於憑證上載明墊繳之本息及本契約保單價值準備金之餘額。保單價值準備金之餘額不足墊繳一日的保險費且經催告後屆三十日仍不交付時，本契約效力停止。

【保険料の自動振替貸付及び契約の失効】

第九條

保險契約者は第二回以後の分割払い保険料の払込猶予期間が過ぎても払込がない時、本契約を有効に継続させるため、当時の契約価値準備金（契約者貸付がある場合は貸付金の元利金を差し引いた金額）をもって保険料とその利息を自動的に立て替えすることを、当会社に保険契約申込書または払込猶予期間が終了する前に書面あるいは他の所定方法にて提出することができます。

ただし、次の保険料の自動振替貸付日までに、保険契約者は書面あるいは他の所定方法にて保険料の自動振替貸付を停止することも提出することができます。立て替えられた保険料の利息は払込猶予期間が終了した翌日より、当時の契約者貸付利率で計算されます。また、自動振替貸付日の翌日から利息の返還開始になります。利息の返還すべき日から、未払い利息が1年間以上経過して催告後も払込まれない場合、当会社はこの利息を保険料振替貸付金に繰入れて利息の再計算を行います。

前項毎回の立替保険料の元利金につき、当会社は保険契約者に立替元利金と本契約の価値準備金の残高が記載される明細書を交付します。契約価値準備金の残高が1日当たりの保険料より下回り、また払込の催告通知が出されて

から 30 日経過しても払込がない場合、本契約が失効となります。

【本契約効力の恢復】

第十條

本契約停止效力後、要保人得在停效日起二年内、申請復效。但保險期間屆滿後不得申請復效。

要保人於停止效力之日起六個月内提出前項復效申請、並經要保人清償保險費扣除停效期間的危險保險費後之餘額及按本契約辦理保險單借款之利率計算之利息後、自翌日上午零時起、開始恢復其效力。

要保人於停止效力之日起六個月後提出第一項之復效申請者、本公司得於要保人之復效申請送達本公司之日起一個月内要求要保人提供被保險人之可保證明。要保人如未於二十日內交齊本公司要求提供之可保證明者、本公司得退回該次復效之申請。

被保險人之危險程度有重大變更已達拒絕承保程度者、本公司得拒絕其復效。

本公司未於第三項約定期限内要求要保人提供可保證明、或於收齊可保證明後一個月内不為拒絕者、視為同意復效、並經要保人清償第二項所約定之金額後、自翌日上午零時起、開始恢復其效力。

要保人依第三項提出申請復效者、除有同項後段或第四項之情形外、於交齊可保證明、並清償第二項所約定之金額後、自翌日上午零時起、開始恢復其效力。

本契約因第九條第二項或第二十七條約定停止效力而申請復效者、除復效程序依前六項約定辦理外、要保人清償保險單借款本息與墊繳保險費及其利息、其未償餘額合計不得逾依第二十七條第一項約定之保險單借款可借金額上限。

第一項約定期限屆滿時、本契約效力即行終止、本契約若累積達有保單價值準備金、而要保人未申請墊繳保險費或變更契約內容時、本公司應主動退還剩餘之保單價值準備金。

【契約の復活】

第十條

本契約が失効してから 2 年以内であれば、保険契約者は契約復活を申請することができます。ただし、保険期間が終了になったら復活の申請ができません。

保険契約者が失効日より 6 ヶ月以内に前項の契約復活を申請する場合、保険契約者が失効期間中の保険料から危険保険料を差し引いた差額と本契約の契約者貸付利率から計算した利息を払い込んだ後、翌日の午前零時よりその効力が復活します。

保険契約者が失効日より 6 ヶ月以上経過してから前項の契約復活を申請する場合、当会社が契約復活申請が届いた日から 1 ヶ月以内、被保険者の健康診査告知の提出を保険契約者に求めることができます。保険契約者が 20 日以内に当会社の求める健康診査や告知が提出できない場合、当会社はその契約復活の申請を差し戻すことができます。被保険者の危険程度に重大な変更があり、引受拒否のレベルに達したら、当会社は契約復活を拒否することができます。

当会社が第三項の定める期間内に保険契約者に健康診査や告知の提出を要求しない場合、または健康診査や告知が揃った後 1 ヶ月以内に復活を拒否しない場合、契約の復活を承諾すると見なします。保険契約者が第二項の定めた金額を払込んだ後、翌日の午前零時より、その効力が復活します。

保険契約者が第三項に基づいて契約復活を申請する時、同項後段または第四項に書かれている場合を除き、健康診査や告知を提出し、第二項に定めた金額を払込んだ後、翌日の午前零時より、その効力が復活します。

本契約は第九條第二項または第二十七條の規定により失効後の復活を申請する場合は、前六項に従い復活手続きをするほか、保険契約者が契約者貸付の元利金や保険料振替貸付金とその利息を返済し、その未返済残額の合計が第二十七條第一項に定める契約者貸付の貸付可能額の上限を越えてはいけません。

第一項に定める期限が満了した場合、本契約の効力は直ちに終了します。本契約に契約価値準備金の積立があったが、保険契約者が保険料自動振替貸付の申請や契約内容の変更を行っていない場合、当会社は残りの契約価値準備金を返還すべきです。

【告知義務與本契約的解除】

第十一條

要保人或被保險人在訂立本契約時、對於本公司要保書書面詢問的告知事項應據實說明、如有為隱匿或遺漏不為說明、或為不實的說明、足以變更或減少本公司對於危險的估計者、本公司得解除契約、其保險事故發生後亦同。但危險的發生未基於其說明或未說明的事實時、不在此限。

前項解除契約權、自本公司知有解除之原因後、經過一個月不行使而消滅；或自契約訂立後、經過二年不行使而消滅。本公司通知解除本契約時、如要保人死亡、失蹤或住所不明、通知不能送達時、本公司得將該項通知送達身故保險金

受益人。

【告知義務と本契約の解除】

第十一条

保険契約者または被保険者が本契約を締結した際、当会社の契約申込書に書かれている告知事項に対しては事実のままに答えなくてはなりません。隠匿や遺漏のため説明せず、又は不実の説明があり、当会社の危険に対する見積もりを変更や減少させるに足りる場合、当会社は契約を解除することができます。保険事故が発生した後も同じとします。ただし、危険の発生がその説明または未説明の事実に基づかない場合を除きます。

前項の契約解除権は、当会社が解除する事由を知ってから1か月が経過して行使されない場合、または契約締結してから2年が経過して行使されない場合、消滅します。

当会社が契約解除を通知する時、保険契約者の死亡・行方不明または住所不明によって通知が届かない場合は、当該通知を死亡保険金受取人に送達することができます。

【契約的終止】

第十二条

要保人得隨時終止本契約。

前項契約之終止，自本公司收到要保人書面通知時，開始生效。

要保人保険費已付足達一年以上或繳費累積達有保單價值準備金而終止契約時，本公司應於接到通知後一個月內償付解約金。逾期本公司應加計利息給付，其利息按年利率百分之五計算。本契約基本保險金額對應之歷年解約金額例表如保險單面頁。

【契約の終了】

第十二条

保険契約者はいつでも本契約を終了することができます。

前項の契約終了は、当会社が保険契約者の書面による通知を受ける時から有効となります。

保険契約者が保険料の払込期間が1年以上または払い込んだ保険料の累積が契約価値準備金に達して終了する場合、当会社が該当通知を受けてから1ヶ月以内に解約返戻金を支払わなければなりません。支払い遅延の場合、当会社は年利率5%で利息を加算して支払います。本契約の基本保険金額に対応する歴年解約返戻金例表は保険証券に記載されています。

【保険事故的通知與保險金の申請時間】

第十三条

要保人或受益人應於知悉本公司應負保險責任之事故後十日內通知本公司，並於通知後儘速檢具所需文件向本公司申請給付保險金。

本公司應於收齊前項文件後三十日內給付之。但因可歸責於本公司之事由致未在前述約定期限內為給付者，應按年利率百分之五加計利息給付。

【保険事故の通知と保険金給付の申請時間】

第十三条

保険契約者または保険金受取人は当会社が保険責任を負うべき事故の発生を知った時から10日以内、当会社に通知し、通知後には速やかに所要書類を当会社に提出し、保険金給付を申請します。

当会社は前項の書類が揃ってから30日以内給付します。ただし、当会社の責めに帰すべき事由により前述の定められた期限内に給付できない場合は、年利息5%で利息を加算して給付しなければなりません。

【失蹤處理】

第十四条

被保險人在本契約有效期間內失蹤者，如經法院宣告死亡時，本公司根據判決內所確定死亡時日為準，依第十六條約定給付身故保險金；如要保人或受益人能提出證明文件，足以認為被保險人極可能因意外傷害事故而死亡者，本公司應依意外傷害事故發生日為準，依第十六條約定給付身故保險金。

前項情形，本公司給付身故保險金後，如發現被保險人生還時，受益人應將該筆已領之身故保險金歸還本公司，其間若有應給付保險金之情事發生者，仍應予給付。但有應繳之保險費，本公司仍得予以扣除。

【行方不明に関する処理】

第十四条

被保險者が本契約有効期間内に行方不明になった場合、裁判所によって死亡を宣告した時、当社は判決における死亡確定日に基づいて、第十六条に定めた死亡保険金を給付します。保険契約者または保険金受取人が被保險者が事故による死亡する可能性が極めて大きいことを証明できる書類を提出した場合は、当社は事故発生日に基づいて、第十六条に定めた死亡保険金を給付します。

前項の状況において当社が死亡保険金を給付した後、被保險者の生存を知った時、保険金受取人は受領済みの死亡保険金を当社に返還しなくてはなりません。その間に保険金の支払事由に該当する事情が発生すれば、給付しなければなりません。ただし、未支払い保険料がある場合、当社は差引くことができます。

【増値回饋分享金の給付及通知】

第十五条

本公司於本契約有効期間内之每一保單年度屆滿後，給付増値回饋分享金，並按各保單週年日當月之宣告利率依據年複利方式，累積至要保人請求時給付，或至被保險人身故、完全失能或本契約終止時，由本公司主動一併給付。但在本公司給付受益人保險金而終止契約的情形，要保人未請求之増値回饋分享金及其孳息，由該保險金受益人受領。

本公司依條款約定解除本契約時，不負給付増値回饋分享金之責。

本公司於每一保單年度屆滿後，應就第一項約定計算所得之増値回饋分享金之金額，以書面或電子郵件方式通知要保人。

【追加還元金の給付及び通知】

第十五条

当社は本契約有効期間内において毎年の保険年度の満了後、追加還元金を給付します。

この追加還元金は毎年の契約応当日の属する月の宣告利率に基づき年複利で積立て、保険契約者が請求する時、あるいは被保險者が死亡・高度障害になった時、もしくは本契約が終了する時に給付されます。

ただし、当社が保険金受取人に保険金を支払い契約が終了する場合、保険契約者が支払請求をしなかった追加還元金とその利息は、当該保険金受取人に給付されます。

当社は約款によって本契約を解除した場合、追加還元金の給付責任を負わないものとします。

毎年の保険年度の満了時、当社は第一項により算出した追加還元金を書面または電子メールにて保険契約者に通知するものとします。

【身故保険金の給付】

第十六条

被保險人於本契約有効期間内身故者，本公司按下列二款取其較大值給付身故保險金：

- 一、身故日之當年度保險金額。
- 二、身故日之保單價值準備金。

本公司依約定給付身故保險金後，本契約效力即行終止。

【死亡保険金の給付】

第十六条

被保險者が有効期間に死亡した時、当社は次の二つから最大値を死亡保険金として給付します。

- 一、死亡日の当年度保険金額。
- 二、死亡日の契約価値準備金。

死亡保険金の支払により、本契約が直ちに終了します。

【完全失能保険金の給付】

第十七条

被保險人於本契約有効期間内致成附表一所列完全失能程度之一者，本公司按下列二款取其較大值給付完全失能保險金：

一、完全失能診断確定日之當年度保險金額。

二、完全失能診断確定日之保單價值準備金。

被保險人同時有附表一所列二種以上完全失能程度時，本公司僅給付一次完全失能保險金。

本公司依約定給付完全失能保險金後，本契約效力即行終止。

【高度障害保險金の給付】

第十七條

被保險者が有効期間に別表一に掲げる高度障害状態に該当した時、当会社は次の二つから最大値を高度障害保險金として給付します。

一、所定の高度障害と診断確定された日の当年度保險金額。

二、所定の高度障害と診断確定された日の契約価値準備金。

被保險者が別表一に掲げる高度障害状態を同時に2つ以上該当しても、高度障害保險金の給付は一回のみとします。高度障害保險金の支払により、本契約が直ちに終了します。

【祝壽保險金の給付】

第十八條

被保險人於本契約有効期間且保險年齡到達一百一十一歲之保單週年日仍生存時，本公司按保險年齡一百十歲屆滿之當年度保險金額給付祝壽保險金。

本公司依約定給付祝壽保險金後，本契約效力即行終止。

【長壽祝金の給付】

第十八條

被保險者が本契約の有効期間において保險年齡が111歳に達した契約応当日に生存する場合、当会社は保險年齡が110歳満了の當年度保險金額に従って長壽祝金を給付します。

長壽祝金の支払により、本契約が直ちに終了します。

【身故保險金の申領】

第十九條

受益人申領「身故保險金」時應檢具下列文件：

一、保險單或其謄本。

二、經中華民國駐外單位(館處)或其授權之機構驗證之被保險人死亡證明書及除戶證明文件。被保險人本國政府機關無除戶證明文件時，則無須提供。

三、保險金申請書。

四、受益人的身分證明。

【死亡保險金の請求】

第十九條

保險金受取人が「死亡保險金」を請求する時は次の書類を提出するものとします。

一、保險証券またはその謄本。

二、中華民國の在外公館またはその授權代理機關が認証した被保險者の死亡證明書、除籍の證明書類。被保險者が属した国に除籍の證明書類が無い場合、提出する必要はありません。

三、保險金請求書。

四、保險金受取人の身分證明書。

【完全失能保險金の申領】

第二十條

受益人申領「完全失能保險金」時應檢具下列文件：

一、保險單或其謄本。

二、經中華民國駐外單位(館處)或其授權之機構驗證之被保險人失能診斷書。

三、保險金申請書。

四、受益人的身分證明。

要保人或被保險人為醫師時，不得為被保險人出具失能診斷書或相關證明文件。

受益人申領完全失能保險金時，本公司得對被保險人的身體予以檢驗，並要求其提供就診醫院之完整病歷及檢查報告，必要時得要求被保險人至本公司指定之醫院接受檢查，於指定醫院檢驗之一切費用由本公司負擔，但不因此延展本公司依第十三條約定應給付之期限。

【高度障害保險金の請求】

第二十条

保險金受取人が「高度障害保險金」を請求する時、次の書類を提出するものとします。

- 一、保險証券またはその謄本。
- 二、中華民國の在外公館またはその授權代理機關が認証した被保險者の障害証明書。
- 三、保險金請求書。
- 四、保險金受取人の身分証明書。

保險契約者または被保險者が医師である場合、被保險者の障害証明書あるいはその他の関連証明書類を作成することはいけません。

保險金受取人が高度障害保險金を申請・受領する時、当社は被保險者の健康状態について査定し、病院によるすべての診断記録と検査報告書を提供させることができます。必要な場合、被保險者を当会社の指定病院に診査を受けさせます。当社が指定病院での診査費用を全額負担します。ただし、当社はそれを原因として、第十三条に定めた給付すべき期限を延ばすことはありません。

【祝壽保險金の申領】

第二十一条

受益人申領「祝壽保險金」時，應檢具下列文件：

- 一、保險單或其謄本。
- 二、保險金申請書。
- 三、受益人的身分證明。

【長壽祝金の請求】

第二十一条

保險金受取人が「長壽祝金」を請求する時は次の書類を提出するものとします。

- 一、保險証券またはその謄本。
- 二、保險金請求書。
- 三、保險金受取人の身分証明書。

【除外責任】

第二十二條

有下列情形之一者，本公司不負給付保險金的責任。

- 一、要保人故意致被保險人於死。
- 二、被保險人故意自殺或自成完全失能。但自契約訂立或復效之日起二年後故意自殺致死者，本公司仍負給付身故保險金之責任。
- 三、被保險人因犯罪處死或拒捕或越獄致死或完全失能。

前項第一款及第二十三條情形致被保險人完全失能時，本公司按第十七條的約定給付完全失能保險金。

因第一項各款情形而免給付保險金者，本契約累積達有保單價值準備金時，依照約定給付保單價值準備金予要保人。

【免責事項】

第二十二條

次のいずれかにより、当社は保險金給付の責任を負いません。

- 一、保險契約者の故意によって被保險者が死亡したとき。
- 二、被保險者が故意に自殺したり、高度障害状態になったりしたとき。ただし、契約が締結あるいは復活となつてから二年経過した後、故意に自殺して死亡した場合は当社は死亡保險金を給付する責任を負います。

三、被保険者が犯罪により、死刑判決を受けたり、逮捕への抵抗または脱獄のため、死亡もしくは高度障害になったとき。

前項第一号及び第二十三条の状況により被保険者が高度障害になった時、当社は第十七条に定めた高度障害保険金を給付します。

第一項各号の状況により保険金が支払わなかった場合、本契約の積立が契約価値準備金に達したとき、約定に従って契約価値準備金を保険契約者に給付します。

【受益人之受益権】

第二十三条

受益人故意致被保険人於死或雖未致死者、喪失其受益権。

前項情形、如因該受益人喪失受益権、而致無受益人受領保險給付時、其保險給付作為被保險人遺產。如有其他受益人者、喪失受益権之受益人原應得之部分、按其他受益人原約定比例分歸其他受益人。

【保險金受取人の受取権】

第二十三条

保險金受取人が被保險者を故意に死亡させた時又は死亡しなくても、保險金受取権が喪失となります。

前項の状況で保險金受取人が受取権喪失となったことによって、保險金を受け取られる受取人がいなかったら、その給付金を被保險者の遺産とします。その他の保險金受取人がいる場合、受取権を喪失した受取人に本来支払うべき部分は、その他の保險金受取人のもとの定めた割合に従ってその他の保險金受取人に分配します。

【欠繳保險費或未還款項的扣除】

第二十四条

本公司給付各項保險金、解約金或返還保單價值準備金時、如要保人有欠繳保險費（包括經本公司墊繳的保險費）或保險單借款未還清者、本公司得先抵銷上述欠款及扣除其應付利息後給付其餘額。

【滯納保險料または未返済金額の控除】

第二十四条

当社が各保險金・解約返戻金または契約価値準備金を支払う時、保險契約者に滯納保險料（当社の自動振替貸付の保險料を含みます）あるいは未返済の契約者貸付金がある場合、当社は前述の未払金を相殺し、その利息を控除した後、残額を給付します。

【減少基本保險金額】

第二十五条

要保人在本契約有効期間内、得申請減少基本保險金額、但是減額後的基本保險金額、不得低於本保險最低承保金額、其減少部分依第十二條契約終止之約定處理。

【基本保險金額の減額】

第二十五条

保險契約者は保險期間内に基本保險金額の減額を申請することができます。ただし、減額後の基本保險金額は本契約の最低引受保險金額より下回ることはできません。減額の部分は第十二條の契約の終了として取り扱われます。

【減額繳清保險(躉繳不適用)】

第二十六条

要保人繳足保險費累積達有保單價值準備金時、要保人得以當時基本保險金額對應之保單價值準備金扣除營業費用後的數額作為一次繳清的躉繳保險費、向本公司申請改保同類保險的「減額繳清保險」、其基本保險金額如保險單面頁。要保人變更為「減額繳清保險」後、不必再繼續繳保險費、本契約繼續有效。其保險範圍與原契約同、但基本保險金額以減額繳清保險金額為準。

要保人選擇改為「減額繳清保險」當時、倘有增值回饋分享金、保險單借款或欠繳、墊繳保險費的情形、本公司將以當時基本保險金額對應之保單價值準備金加上本公司應給付的增值回饋分享金扣除欠繳保險費或借款本息或墊繳保險費本息及營業費用後的淨額辦理。

本條營業費用以「原基本保險金額之百分之一」或「原基本保險金額所對應之保單價值準備金與解約金之差額」，兩者較小者為限。

【払済保険への変更（一時払いは適用できません）】

第二十六条

保険契約者が払い込んだ保険料の累積が契約価値準備金に達した場合、保険契約者は当時の基本保険金額に対応する契約価値準備金から運営費用を差し引いた金額を一時払いの保険料として、当会社に同じ種類の保険の「払済保険」への変更を申請することができます。その基本保険金額は保険証券に書かれています。保険契約者が「払済保険」に変更した後、保険料の払込む必要はなく、本契約は継続的に有効します。その保障範囲は本来の契約と同様ですが、基本保険金額は払済保険金額に準じます。

保険契約者が「払済保険」への変更を選んだ際、追加還元金・契約者貸付金または滞納保険料・自動振替貸付の保険料がある場合、当時の基本保険金額に対応する契約価値準備金に当会社が支払うべき追加還元金を加算し、滞納保険料や未返済契約者貸付金の元利金・保険料自動振替貸付の元利金・運営費用などを差し引いた金額で計算します。

本条の運営費用は「元の基本保険金額の1%」と「元の基本保険金額に対応する契約価値準備金と解約返戻金の差額」との最小値を制限とします。

【保険単借款及契約効力の停止】

第二十七条

要保人繳足保險費累積達有保單價值準備金時，要保人得向本公司申請保險單借款，其可借金額上限躉繳者為借款當日保單價值準備金之百分之八十；五年期繳費者為借款當日保單價值準備金之百分之七十五，未償還之借款本息，超過其保單價值準備金時，本契約效力即行停止。但本公司應於效力停止日之三十日前以書面通知要保人。

本公司未依前項規定為通知時，於本公司以書面通知要保人返還借款本息之日起三十日內要保人未返還者，保險契約之效力自該三十日之次日起停止。

【契約者貸付及び契約の失効】

第二十七条

保険契約者が払い込んだ保険料の累積が契約価値準備金に達した場合、保険契約者は当会社に契約者貸付を申請することができます。借入可能額の上限については、保険料を一時払とした場合は貸付日の契約価値準備金の80%となります。5年分割払の場合、貸付日の契約価値準備金の75%となります。未返済の元利金が契約価値準備金を超えたとき、本契約が失効します。ただし、本契約が失効となる日まで30日前に当会社は書面にて保険契約者に通知しなければなりません。

当会社が前項に定めた通知をしない場合、当会社が書面にて保険契約者に借金の元利金の返済を通知した日から30日以内に保険契約者が返済しない時、保険契約の効力はその30日の翌日より失効します。

【不分紅保單】

第二十八条

本保險為不分紅保單，不參加紅利分配，並無紅利給付項目。

【無配当型保險】

第二十八条

本契約は無配当型保險であり、剰余金の分配も配当金の給付も行われません。

【投保年齡的計算及錯誤的處理】

第二十九条

要保人在申請投保時，應將被保險人出生年月日在要保書填明。被保險人的投保年齡，以足歲計算，但未滿一歲的零數超過六個月者，加算一歲。

被保險人的投保年齡發生錯誤時，依下列規定辦理：

一、真實投保年齡較本公司保險費率表所載最高年齡為大者，本契約無效，其已繳保險費無息退還要保人。

- 二、因投保年齡的錯誤，而致溢繳保險費者，本公司無息退還溢繳部分的保險費。但在發生保險事故後始發覺且其錯誤發生在本公司者，本公司按原繳保險費與應繳保險費的比例提高基本保險金額，而不退還溢繳部分的保險費。
- 三、因投保年齡的錯誤，而致短繳保險費者，要保人得補繳短繳的保險費或按照所付的保險費與被保險人的真實年齡比例減少基本保險金額。但在發生保險事故後始發覺且其錯誤不可歸責於本公司者，要保人不得要求補繳短繳的保險費。
- 前項第一款、第二款前段情形，其錯誤原因歸責於本公司者，應加計利息退還保險費，其利息按年利率百分之五計算。

【契約年齡の計算と誤りの処理】

第二十九条

保險契約者が契約を申込んだ時、契約申込書に被保險者の生年月日を記入しなければなりません。被保險者の契約年齢は満年齢で計算します。1歳未満の端数が6ヶ月を超えた場合は年齢に1歳を加えて計算します。

被保險者の契約年齢について誤りが発生した時、次の規定に従って処理します。

- 一、実際の契約年齢が当会社の保険料額一覧表に記載される最高年齢より上である場合、本契約が無効となり、払い込んだ保険料は無息で保険契約者に返還されます。
- 二、契約年齢の誤りによって過払保険料がある場合、当会社は過払部分の保険料を無息で返還します。ただし、保険事故が発生してからその誤りが発覚され、且つ誤りの責任が当会社にある場合、当会社はすでに払い込んだ保険料と払込むべき保険料の割合をもとに基本保険金額を増額して、過払部分の保険料を返還しません。
- 三、契約年齢の誤りによって保険料が足りない場合、保険契約者は保険料の不足分を払い込むか、すでに払い込んだ保険料と被保險者の実年齢に対応するのと割合で基本保険金額を減額することができます。ただし、保険事故が発生してからその誤りが発覚され、且つ誤りの責任が当会社にない場合、保険契約者が保険料の不足分の払込を求めてはなりません。

前項第一号・第二号前段に該当し、その誤りの事由が当会社の責めに帰する場合、年利率5%で計算する利息を加算して保険料を返還します。

【受益人の指定及變更】

第三十条

完全失能保險金の受益人、為被保險人本人、本公司不受理其指定或變更。但被保險人身故時、如有前掲保險金尚未給付或未完全給付者、則以本契約身故保險金受益人為該部分保險金之受益人。

除前項約定外、要保人得依下列規定指定或變更受益人、並應符合指定或變更當時法令之規定：

- 一、於訂立本契約時、經被保險人同意指定受益人。
 - 二、於保險事故發生前經被保險人同意變更受益人、如要保人未將前述變更通知本公司者、不得對抗本公司。
- 前項受益人の變更、於要保人檢具申請書及被保險人の同意書（要、被保險人為同一人時為申請書或電子申請文件）送達本公司時、本公司應即予批註或發給批註書。
- 祝壽保險金之受益人、於得申領該保險金前身故者、除要保人已另行指定受益人外、以被保險人為該保險金之受益人。身故保險金之受益人同時或先於被保險人本人身故、除要保人已另行指定受益人外、以被保險人之法定繼承人為該保險金之受益人。

前項法定繼承人之順序及應得保險金之比例適用被保險人身故時之本國法相關規定。

【保險金受取人の指定と變更】

第三十条

高度障害保險金の保險受取人は被保險者本人に限り、当会社はその指定または變更を受理しません。ただし、被保險者が死亡したとき、前掲の保險金がまだ払わない、もしくは払いきっていない場合は、本契約の死亡保險金受取人を該當保險金の受取人とします。

前項の約定のほか、保險契約者は次の規定に基づいて保險金受取人を指定または變更することができます。その指定または變更をするときの法令に従わなければなりません。

- 一、契約を締結するとき、被保險者の同意を得て保險金受取人を指定します。
- 二、保險事故が発生する前、被保險者の同意を得て保險金受取人を變更できます。ただし、保險契約者が前述の變更を当会社に通知しない場合は当会社と對抗することができません。

前項の保険金受取人の変更は、保険契約者が請求書と被保険者の同意書（保険契約者と被保険者が同一の場合は請求書または電子請求書類）が当会社に届いた時、当会社は保険証券に裏書をするか、異動承認書を発行するものとします。

長寿祝金の受取人がその保険金を受け取る前に死亡したとき、保険契約者が受取人を別途指定した場合を除き、被保険者を保険金受取人とします。

死亡保険金の受取人が被保険者と同時に、または被保険者より先に死亡したとき、保険契約者が受取人を別途指定した場合を除き、被保険者の法定相続人を保険金受取人とします。

前項の法定相続人の順位と受取るべき保険金の割合については、被保険者が死亡したときの本国法に関する規定に適用する。

【変更住所】

第三十一條

要保人的住所有變更時，應即以書面或其他約定方式通知本公司。

要保人不為前項通知者，本公司之各項通知，得以本契約所載要保人之最後住所發送之。

【住所の変更】

第三十一條

保険契約者の住所に変更があったとき、直ちに書面または他の定める方法にて当会社に通知しなければなりません。保険契約者が前項の通知をしない場合、当会社は各種の通知を本契約に記載されている保険契約者の最後の住所へ発送することができます。

【時効】

第三十二條

由本契約所生的權利，自得為請求之日起，經過兩年不行使而消滅。

【時効】

第三十二條

本契約によって生じた権利を請求できる日から二年間行使しないと時効により消滅します。

【批註】

第三十三條

本契約内容的變更，或記載事項的增刪，除第三十條規定者外，應經要保人與本公司雙方書面或其他約定方式同意，並由本公司即予批註或發給批註書。

【裏書・異動承認書】

第三十三條

本契約の内容変更、または記載事項の添削については、第三十条に規定されたものを除いて、保険契約者と当会社双方が書面もしくは他の所定方法にて同意し、当会社は保険証券に裏書をするか、異動承認書を発行するものとします。

【準據法及管轄法院】

第三十四條

本契約條款解釋、補充及適用均以中華民國法令為準據法。

因本契約涉訟者，同意以臺灣臺北地方法院為第一審管轄法院。

【準據法と管轄裁判所】

第三十四條

本契約約款の解釈・補足および適用に関し、中華民國の法令に準拠するものとします。

本契約から生じる訴訟は、台湾台北地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附表一：完全失能程度表

- 一、雙目均失明者。(註1)
- 二、兩上肢腕關節缺失者或兩下肢足踝關節缺失者。
- 三、一上肢腕關節及一下肢足踝關節缺失者。
- 四、一目失明及一上肢腕關節缺失者或一目失明及一下肢足踝關節缺失者。
- 五、永久喪失咀嚼(註2)或言語(註3)之機能者。
- 六、四肢機能永久完全喪失者。(註4)
- 七、中樞神經系統機能遺存極度障害或胸、腹部臟器機能遺存極度障害、終身不能從事任何工作、經常需醫療護理或專人周密照護者。(註5)

註：

1. 失明的認定

- (1) 視力の測定、依據萬國式視力表、兩眼個別依矯正視力測定之。
 - (2) 失明係指視力永久在萬國式視力表零點零二以下而言。
 - (3) 以自傷害之日起經過六個月的治療為判定原則、但眼球摘出等明顯無法復原之情況、不在此限。
2. 喪失咀嚼之機能係指因器質障害或機能障害、以致不能作咀嚼運動、除流質食物外、不能攝取者。
 3. 喪失言語之機能係指後列構成語言之口唇音、齒舌音、口蓋音、喉頭音等之四種語音機能中、有三種以上不能構音者。
 4. 所謂機能永久完全喪失係指經六個月以後其機能仍完全喪失者。
 5. 因重度神經障害、為維持生命必要之日常生活活動、全須他人扶助者。
- 上述「為維持生命必要之日常生活活動」係指食物攝取、大小便始末、穿脫衣服、起居、步行、入浴等。

別表一：高度障害狀態表

- 一、兩目がともに失明したもの。(註1)
- 二、兩上肢とも手関節、または兩下肢とも足関節を失ったもの。
- 三、1上肢の手関節且つ1下肢の足関節を失ったもの。
- 四、1眼失明且つ1上肢の手関節を失ったもの、あるいは1眼失明且つ1下肢の足関節を失ったもの。
- 五、そしゃく(註2)または言語(註3)の機能をまったく永久に失ったもの。
- 六、四肢の機能をまったく永久に失ったもの。(註4)
- 七、中樞神経系の機能または胸腹部臓器の機能に極めて著しい障害を残し、終身いかなる仕事にも全く従事できない、常に医療看護または専任者の周密な介護を要するもの。(註5)

注：

1. 失明の認定

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。
 - (2) 「失明」とは、万国式試視力表による視力が0.02以下になった状態をいいます。
 - (3) 傷害した日から6ヶ月の治療を受けたことを判定原則とします。ただし、眼球摘出など顕著に回復できない場合は除きます。
2. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、器質または機能の障害によって、そしゃくができなくなり、流動食以外のものが摂取できない状態をいいます。
 3. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは語音を構成する口唇音、齒舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となった状態をいいます。
 4. 「機能をまったく永久に失ったもの」とは6ヶ月後も機能が失ったままの状態をいいます。
 5. 重度の神経障害によって、生命を維持するための日常生活活動においては常に他人の扶助を要するをいいます。上記の「生命を維持するための日常生活活動」とは食物の摂取や排便排尿の後始末、衣服着脱、起居、步行、入浴などといいます。

附表二：當年度保險金額係數表(別表二：當年度保險金額係數表)

保單年度 (保險年 度)	當年度保險金額係數 (當年度保險金額係數)		保單年度 (保險年 度)	當年度保險金額係數 (當年度保險金額係數)		保單年度 (保險年 度)	當年度保險金額係數 (當年度保險金額係數)	
	躉繳 一時払	五年繳 5年分割払		躉繳 一時払	五年繳 5年分割払		躉繳 一時払	五年繳 5年分割払
6	1.0200	1.0225	41	2.0399	2.2278	76	4.0795	4.8540
7	1.0404	1.0455	42	2.0807	2.2779	77	4.1611	4.9632
8	1.0612	1.0690	43	2.1223	2.3292	78	4.2444	5.0748
9	1.0824	1.0931	44	2.1647	2.3816	79	4.3293	5.1890
10	1.1041	1.1177	45	2.2080	2.4352	80	4.4158	5.3058
11	1.1262	1.1428	46	2.2522	2.4900	81	4.5042	5.4252
12	1.1487	1.1685	47	2.2972	2.5460	82	4.5942	5.5472
13	1.1717	1.1948	48	2.3432	2.6033	83	4.6861	5.6720
14	1.1951	1.2217	49	2.3901	2.6619	84	4.7798	5.7997
15	1.2190	1.2492	50	2.4379	2.7218	85	4.8754	5.9301
16	1.2434	1.2773	51	2.4866	2.7830	86	4.9729	6.0636
17	1.2682	1.3060	52	2.5363	2.8456	87	5.0724	6.2000
18	1.2936	1.3354	53	2.5871	2.9096	88	5.1739	6.3395
19	1.3195	1.3655	54	2.6388	2.9751	89	5.2773	6.4821
20	1.3459	1.3962	55	2.6916	3.0420	90	5.3829	6.6280
21	1.3728	1.4276	56	2.7454	3.1105	91	5.4905	6.7771
22	1.4002	1.4597	57	2.8003	3.1805	92	5.6003	6.9296
23	1.4282	1.4926	58	2.8563	3.2520	93	5.7124	7.0855
24	1.4568	1.5262	59	2.9135	3.3252	94	5.8266	7.2449
25	1.4859	1.5605	60	2.9717	3.4000	95	5.9431	7.4080
26	1.5157	1.5956	61	3.0312	3.4765	96	6.0620	7.5746
27	1.5460	1.6315	62	3.0918	3.5547	97	6.1832	7.7451
28	1.5769	1.6682	63	3.1536	3.6347	98	6.3069	7.9193
29	1.6084	1.7058	64	3.2167	3.7165	99	6.4330	8.0975
30	1.6406	1.7441	65	3.2810	3.8001	100	6.5617	8.2797
31	1.6734	1.7834	66	3.3467	3.8856	101	6.6929	8.4660
32	1.7069	1.8235	67	3.4136	3.9731	102	6.8268	8.6565
33	1.7410	1.8645	68	3.4819	4.0625	103	6.9633	8.8513
34	1.7758	1.9065	69	3.5515	4.1539	104	7.1026	9.0504
35	1.8114	1.9494	70	3.6225	4.2473	105	7.2446	9.2540
36	1.8476	1.9933	71	3.6950	4.3429	106	7.3895	9.4623
37	1.8845	2.0381	72	3.7689	4.4406	107	7.5373	9.6752
38	1.9222	2.0840	73	3.8443	4.5405	108	7.6881	9.8929
39	1.9607	2.1308	74	3.9211	4.6427	109	7.8418	10.1154
40	1.9999	2.1788	75	3.9996	4.7471	110	7.9987	10.3430
-	-	-	-	-	-	111	8.1586	10.5758